

「情報銀行」の取組み について

2021年2月9日
情報銀行推進委員会



一般社団法人 日本IT団体連盟とは？

●IT関連団体の連合体として、我が国のIT産業の健全な発展に貢献するとともに、世界最高水準のIT社会の構築を目指すため、政府との双方向のコミュニケーションを実現しながら積極的に提言等を行い、もって我が国の経済・社会、国民生活の向上に寄与することを目的とし、2016年7月22日に設立。

●国内IT関連の60団体以上（約5,000企業/約400万人）を束ねる、IT業界を代表する日本最大級の団体。

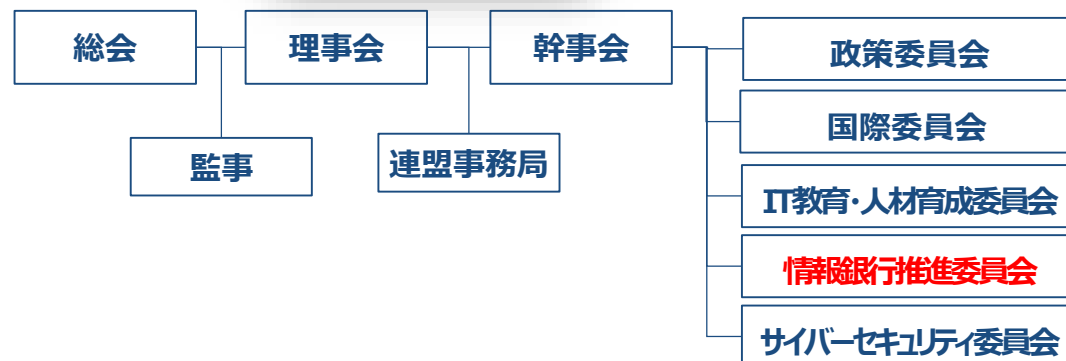
●2018年8月、「情報銀行」の認定等を行う「情報銀行推進委員会」を新たに設置



代表理事 兼 会長：
川邊 健太郎
（Zホールディングス
株式会社 代表取締役
社長）



※<https://www.itrenmei.jp/>



「情報銀行」に関する検討の経緯

「情報銀行」に関する検討

■ 2016.12 : 「官民データ活用推進基本法」公布・施行

国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、個人の関与の下で多様な主体による官民データを適正に活用できる基盤の整備や必要な措置を講ずるものとする（第12条）

■ 2017.02 : 内閣官房「AI、IoT時代におけるデータ活用WG中間とりまとめ」

- ・個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組み（情報銀行等）が有効。
- ・情報銀行等については、（中略）事業者・政府等の連携により、社会実装に向けて積極推進する必要がある。

■ 2017.07 : 総務省「IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方（第四次中間答申）」

- ・民間の団体等によるルールの下、任意の認定制度の実施が望ましい。
- ・産学が連携して、任意の認定制度やルールの在り方について検討し 2017年内に認定業務に着手することを目指す。

「情報銀行」に関する検討

■ 2018.06 : 総務省・経済産業省「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」

・「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」をとりまとめ

2019年10月「情報信託機能の認定に係る指針ver2.0」の公開 : <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191008003/20191008003-3.pdf>

＜認定基準の基本的な考え方＞

- 「認定基準」は一定の水準を満たす事業者を認定する仕組みのためのものであり、当該認定によって消費者が安心してサービスを利用するための判断基準を示すもの。
- 消費者個人を起点としたデータの流通（コントロールできる機能の充実）、消費者からの信頼性確保に主眼を置く。

＜主な指針案の内容＞

①認定基準

- ✓ 経営面の要件
- ✓ セキュリティ基準
- ✓ ガバナンス体制（相談体制、諮問体制等）
- ✓ 個人情報の取得方法や利用目的の明示
- ✓ 利用者がコントロールできる機能
- ✓ 損害賠償責任

②モデル約款の記載事項

- 委任関係に関する契約上の合意について、具体的な条件をモデル約款として示す
- ✓ 業務範囲
- ✓ 情報銀行が担う義務
- ✓ 事業終了時等の扱い
(個人情報保護法上も有効な同意に)

③認定スキーム

- ✓ 認定団体の適格性
- ✓ 審査の手法
- ✓ 認定証
- ✓ 認定内容に違反した場合の対応
- ✓ 認定団体と認定事業者の契約
- ✓ 認定団体の運用体制



- 今秋以降、本指針に基づく、民間の認定団体による認定開始を期待。
- 今後継続して議論・見直し、ver1.0で対象外とした要配慮個人情報の扱いについても検討。

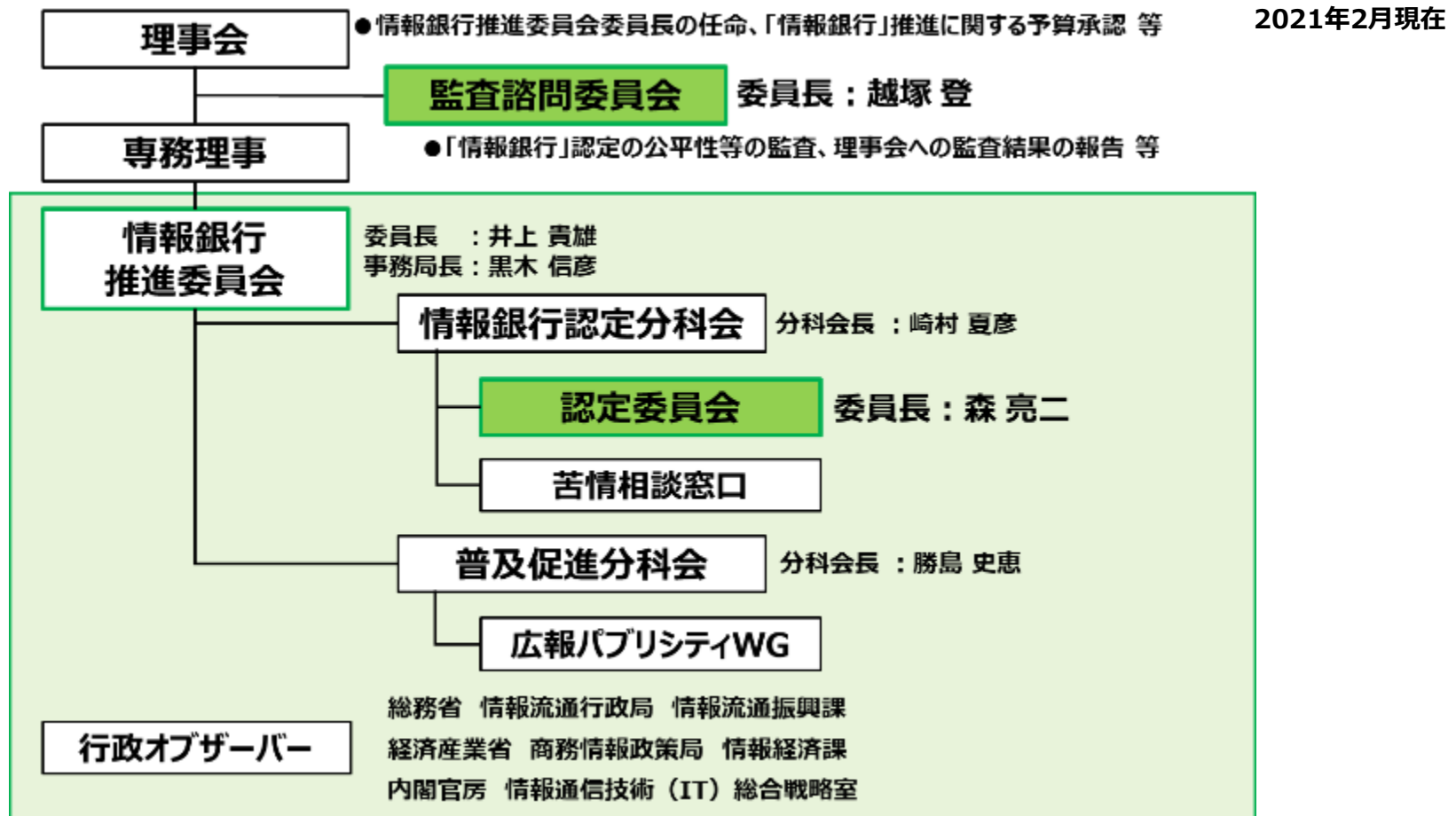
日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会

2016

2017

2018

■ 2018.08.13に、IT連盟に「情報銀行推進委員会」が発足、認定事業の開始に向けた活動をスタート。



目指す姿 情報銀行の社会定着に向けて

- ①信頼性があり魅力的な価値を提供してくれる

情報銀行事業者の参入

利用者が使いたいと思う情報
銀行の登場

- ②情報銀行に自身の個人データを提供し、第三者提供
について許容してくれる

個人情報のリスクには無自覚・無防備。一方で
取扱いに漠然とした不安を持つ

ユーザー(生活者)の拡大

- ③情報銀行から提供された個人データを活用し、ユーザー
(生活者)へ便益を還元してくれる

提供されたデータから個人や
社会にとってよりよいサービス、
新しいサービスの提供

サービス事業者の積極的な関与

情報銀行の市場形成を目指して、情報銀行のユーザーとなる一般生活者の情報銀行に対する関心や利用意向が高まること。将来的には、情報銀行が広く生活の一部となり、日常的に情報銀行が利用されている社会を目指す。

「情報銀行」の普及促進

普及促進活動 取組み一覧（国内）

2018

2019

10/28

10/22 11/29 12/17 12/27 1/29 2/19 2/28 3/6 5/30 7/8 7/31 9/30 10/21 ~31 11/4 11/21

「週刊金融
財政事情」イン
タビュー記事
総務省関東総合通
信局「『情報銀行』の
社会実装に向けた情
報通信政策の動向」
講演

内閣官房IT総合 戦略室「データ流 通活用WG」 取組み説明

「週刊金融
財政事情」イン
タビュー記事

日経クロストrend 「個人起点のデータ ビジネスの商機」 インタビュー記事

**総務省・経産省
「情報信託機能
の認定スキーム
の在り方に関す
る検討会」
取組み説明**

「個人情報保護委員会」 個人情報保護 法見直しにつ いての意見書 説明

NRAフォーラム2019「情報銀行サミット」講演

**認定個人情報保護団体
シンポジウム
パネルディス
カッション参加**

「テクノロ
ジーNEXT
2019」
講演

認定 授与式

JAGAT
講演

「Data
Science
Fes
2019」
講演

**「丸の内データ
コンソーシアム」
講演**

**TOKYO FM放送
番組
「未来授業」
放送**

情報銀行
教材動画
youtube
公開

TOKYO FM
放送番組
「FM
Festival
未来授業」
放送

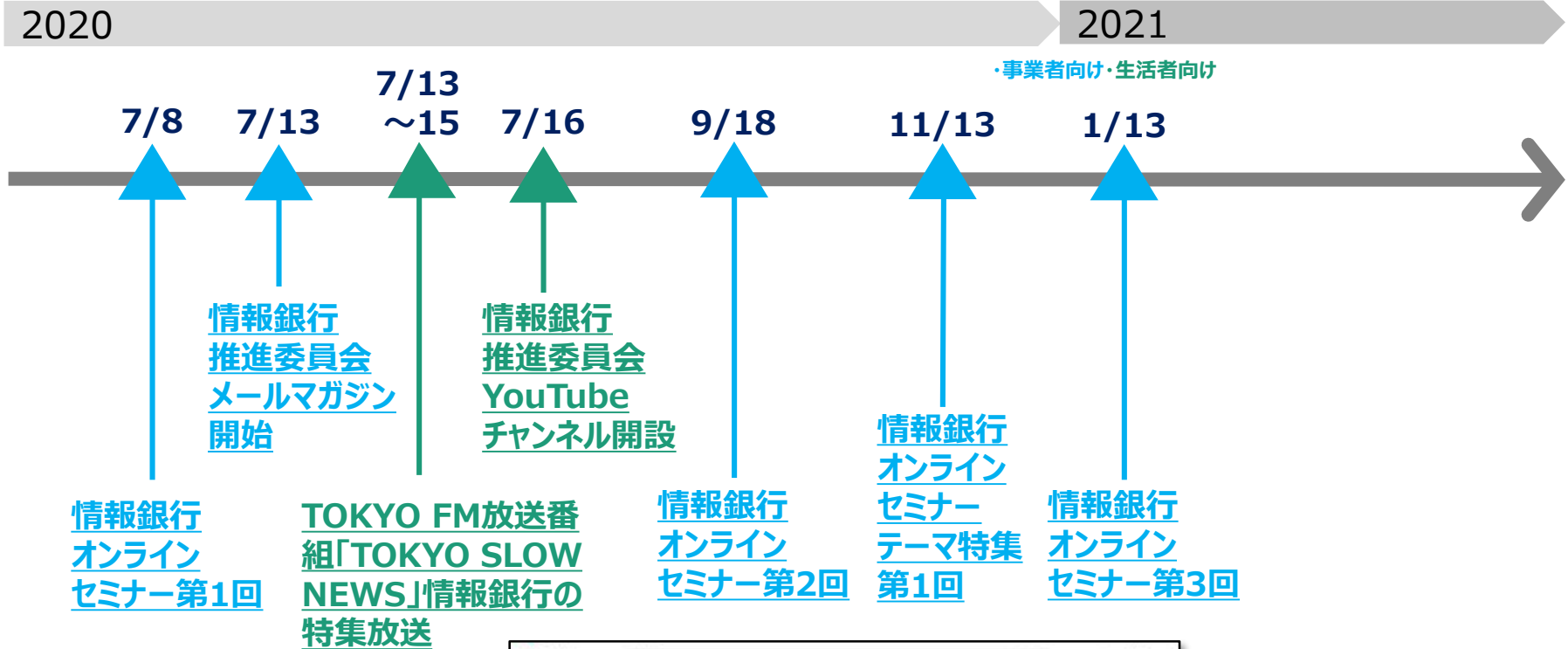
「スマートシティ 官民連携プラットフォーム」への オブザーバ参加



- ・行政開催イベント講演
- ・他団体、企業開催イベント講演
- ・自主開催イベント、コンテンツ配信
- ・インタビュー記事掲載
- ・行政関連WG、検討会への参加

※その他、多数のマスコミ・メディアへ掲載・露出

普及促進活動 取組み一覧（国内）



情報銀行オンラインセミナーは、情報銀行推進委員会YouTubeチャンネルでご覧ください。

<https://www.youtube.com/channel/UCAQObf4MHYXFAtatZpVZ8AQ>

TOKYO FM「未来授業」施策

◆放送：「FM Festival 未来授業」 ～情報銀行で未来は どう変わる？～

日時：2019年11月4日（月・祝）16:00～19:00

内容：番組パーソナリティー：茂木健一郎氏、とーやま校長（School of Lock）

「情報銀行とミライ」のコーナーに、ゲスト講師として静岡大学の高口准教授が出演。

10/26公開収録イベントの様態を放送（うち情報銀行関係:10分）。

※上記イベントでは、参加学生から情報銀行に関するサービスアイデアを事前に募集し、選考されたアイデアについてイベント内で発案者によるプレゼンテーションを実施。

アイデア収集数 34件

<公開収録イベント>

Videopodcast FM東京未来授業をご覧ください

<https://www.tfm.co.jp/future/fes/video.html>



◆アイデア募集

期間：2019年11月4日～11月30日

内容：「FM Festival未来授業」WEB内に特設サイトを設け、情報銀行に関するサービスアイデアをリスナーから広く募集。

アイデア収集数 55件

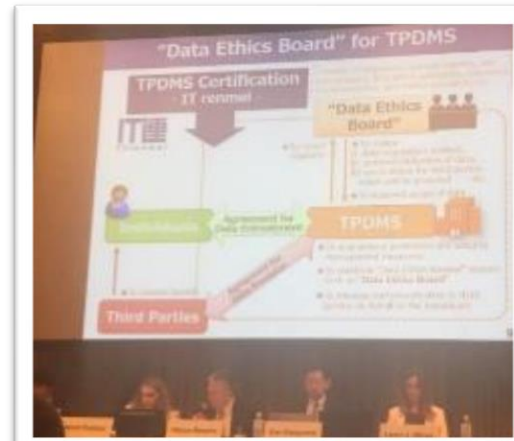


普及促進活動 取組み一覧（国際）

2018

2019

10/23	12/3	5/30	6/3	9/27	12/11
ICDPPCサイドイベント@ブリッセル	Future of ICT Application and Broadcasting @バンコク	APPAフォーラム @東京	G20サイドイベント @東京	MyData 2019 @ヘルシンキ	日EU・ICT戦略WS@東京
● 個人情報保護委員会主催 ● 情報銀行 (TPDMS: Trusted Personal Data Management Service) について	● タイ国家放送通信委員会 (NBTC) ・総務省主催 ● 世界的な個人データ流通における日本の位置づけ (EUとの相互認定、APEC/CBPR) や情報銀行等について	● 個人情報保護委員会主催 ● 情報銀行について ※APPA : Asia Pacific Privacy Authorities (アジア太平洋プライバシー機関)	● 個人情報保護委員会主催 ● 情報銀行について	● MyData Global 主催 ● 情報銀行認定 (TPDMS Certification Program) について	● 総務省・欧州委員会主催 ● 情報銀行認定 (TPDMS Certification Program) について



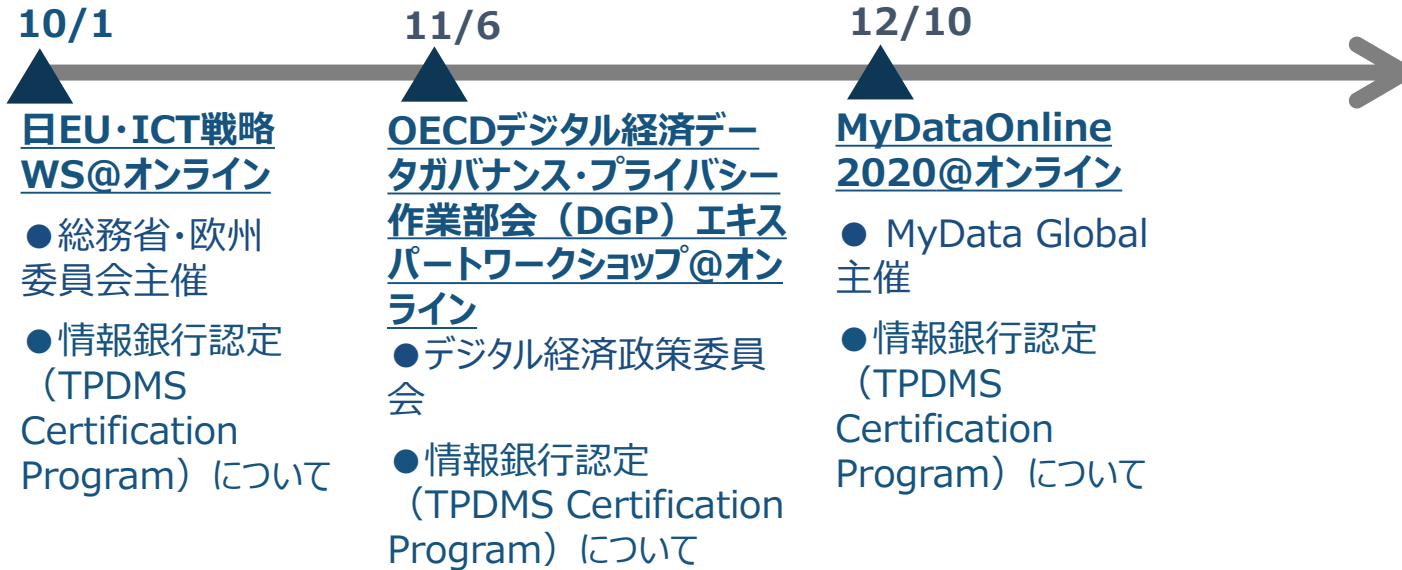
Key Points	
T:	Third Way for Personal Data Ecosystem
P:	Participation of Individuals (Controllability)
D:	Data Free Flow with Trust
M:	Multi-stakeholder Governance
S:	Soft Law (Co-regulation) by Public-private Initiative

2

※ICDPPC :
International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners
(データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議)

普及促進活動 取組み一覧（国際）

2020



「情報銀行」認定について

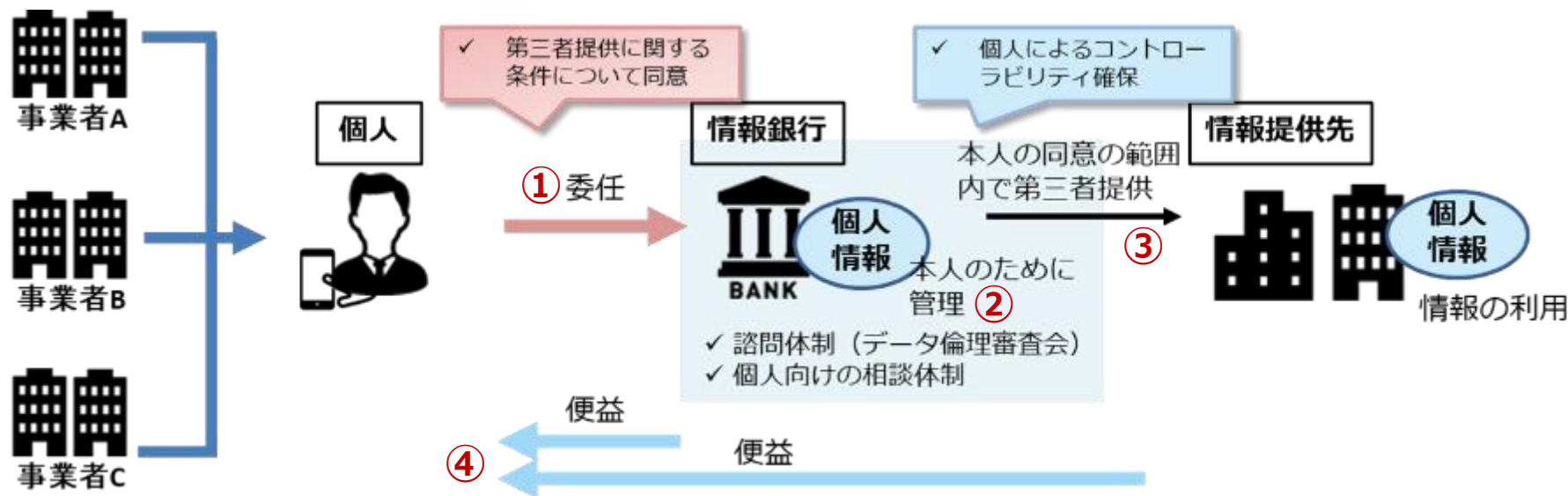
「情報銀行」の定義

【機能】

- ・①個人からの委任を受けて、②個人のデータを管理するとともに、③当該データを第三者に提供する。個人は直接的・間接的な④便益を受け取る。
- ・①本人の同意は、使いやすいユーザーインターフェイスを用いて、「情報銀行」から提案された第三者提供の可否を個別に判断、又は第三者提供の条件を個別に/包括的に選択する。

【個人との関係】

- ・個人に提供するサービス内容については、個人に適切に提示し、個人が同意するとともに、契約等により 当該サービス内容について情報銀行の責任を担保する。



「情報銀行」認定の意義

- プライバシー保護対策や情報セキュリティ対策等に関する認定基準に適合している 安心・安全な「情報銀行」として、生活者自身の情報を信頼して託せられるサービス・事業者であることをアピールすることが可能。
- 生活者の情報を第三者に提供することへの 漠然とした不安等を低減させ、データ流通・活用を推進し、経済発展と社会的課題の解決に寄与。

生活者個人が自らのデータ資産を主体的に活用することを通じて、企業と個人に横たわる情報の非対称性を縮めることにより生活者を守り、豊かな暮らしを享受することができる社会を実現。

- プライバシーポリシーの約款化と「データ倫理審査会」の設置を条件とした「情報銀行」認定は、民事上の執行力の付与と、倫理的観点からのデータ利用の担保 という2側面において、国際的にもリードできる自主基準。

「情報銀行」認定に関する基本的方針

- ①「情報信託機能の認定に係る指針（指針）」に準拠（総務省・経済産業省）
- ②事業運営の中で、PDCAを廻して継続的改善を図る「マネジメント運営」を審査・認定
- ③申請には、プライバシーマーク又はISMS認証が必須（または、FISC等の第三者監査による同等の認証）
- ④書類審査が原則。但し、データセンターの安全性に難がある場合は、現地審査も実施
- ⑤事業者(法人)・サービス(事業) のいずれも認定。但し、情報銀行事業運営に認定は必須ではない。（P認定/通常認定の2種）
- ⑥IT連盟と認定事業者との間で「認定マーク付与契約」を締結（適合性評価、2年毎の更新）。認定事業者をウェブサイトで公開。
- ⑦利害関係事業者の審査には、当該審査員・認定委員は関わらない

認定の種別：P認定と通常認定

【P認定】

IT連認定 Trusted Personal Data
Management Service



サービス**開始前**、または**PDCA一巡中**で「PDCA運営実施記録」がなくても、“計画(P)”が 認定基準を満たしていることを認定。

※**P**lan(計画)、**P**reparation(準備)、**P**ossible(可能)

- ・プライバシー・バイ・デザイン
- ・セキュリティ・バイ・デザイン

【通常認定】

IT連認定 Trusted Personal Data
Management Service



サービス**開始後**にPDCAを一巡させ、「PDCA運営実施記録」を整えて申請。“PDCA(マネジメント)”が 認定基準を満たしていることを認定。

「情報銀行」認定基準の構成

一般的な要求事項

個人情報保護法

JIS Q 15001:2017（プライバシーマーク認証の要求事項）

JIS Q 27001:2014（ISMS認証の要求事項）

リスクマネジメント（リスク分析表/JIS Q 31000）

JIS X 9250 プライバシーフレームワーク

JIS X 9251 プライバシー影響評価ガイドライン(2021年1月20日公示)

オンラインサービスにおける通知と同意（ISO/IEC 29184（日本語対訳あり））

「情報銀行」固有の要求事項



個人情報法・JIS Q 15001では提供先の監督義務を求めている契約のみではなく、実地監査などの手段を講じる

①提供先第三者の監督義務

事業者の視点ではなく利用者の視点で、個人の利益に反していないかという観点で審議を行う

②「データ倫理審査会」の設置

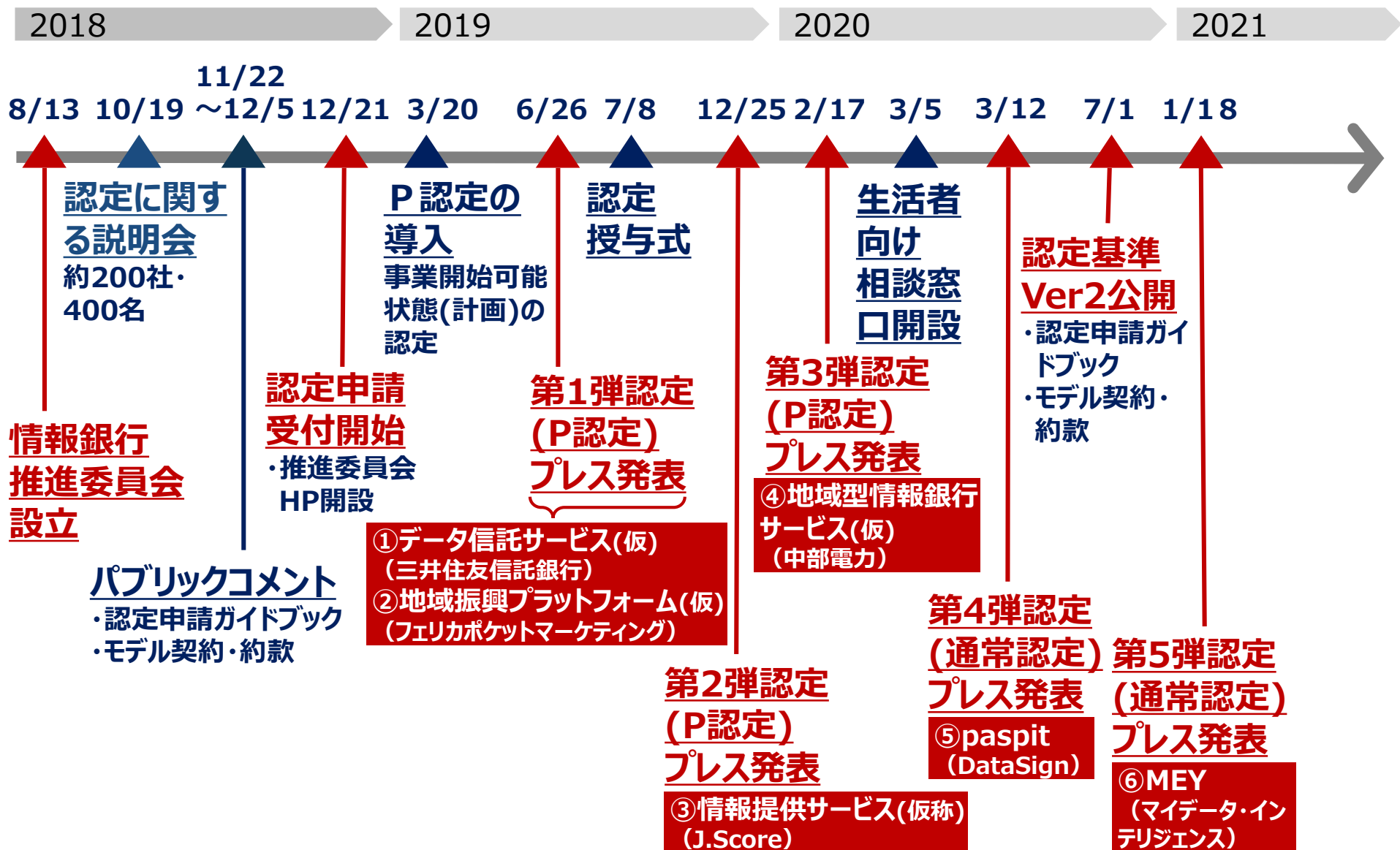
プライバシーポリシーの約款化

③モデル約款(個人)、モデル契約(提供元/提供先)

④再提供の原則禁止、デフォルト・オンの禁止

デフォルトオンでは、同意の意思が明確とはいえない

「情報銀行」認定の主な取組み



認定事業者について

※IT連Webサイト認定事業者一覧
<https://www.tpdms.jp/certified/index.html>

「情報銀行」とは？

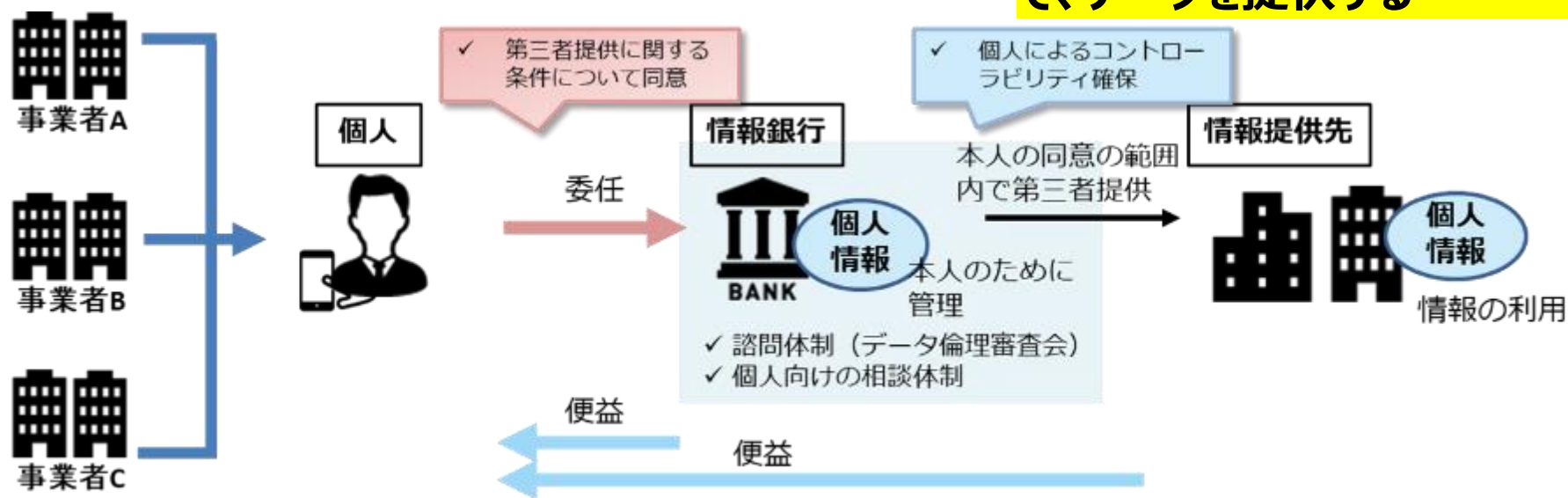
■「情報銀行」の基本定義

本人の同意に基づき、個人のデータを預かって、信頼のおける第三者に提供し、個人に便益を還元するサービスモデル

①本人から第三者
提供の同意を得る

②本人のために
データを管理する

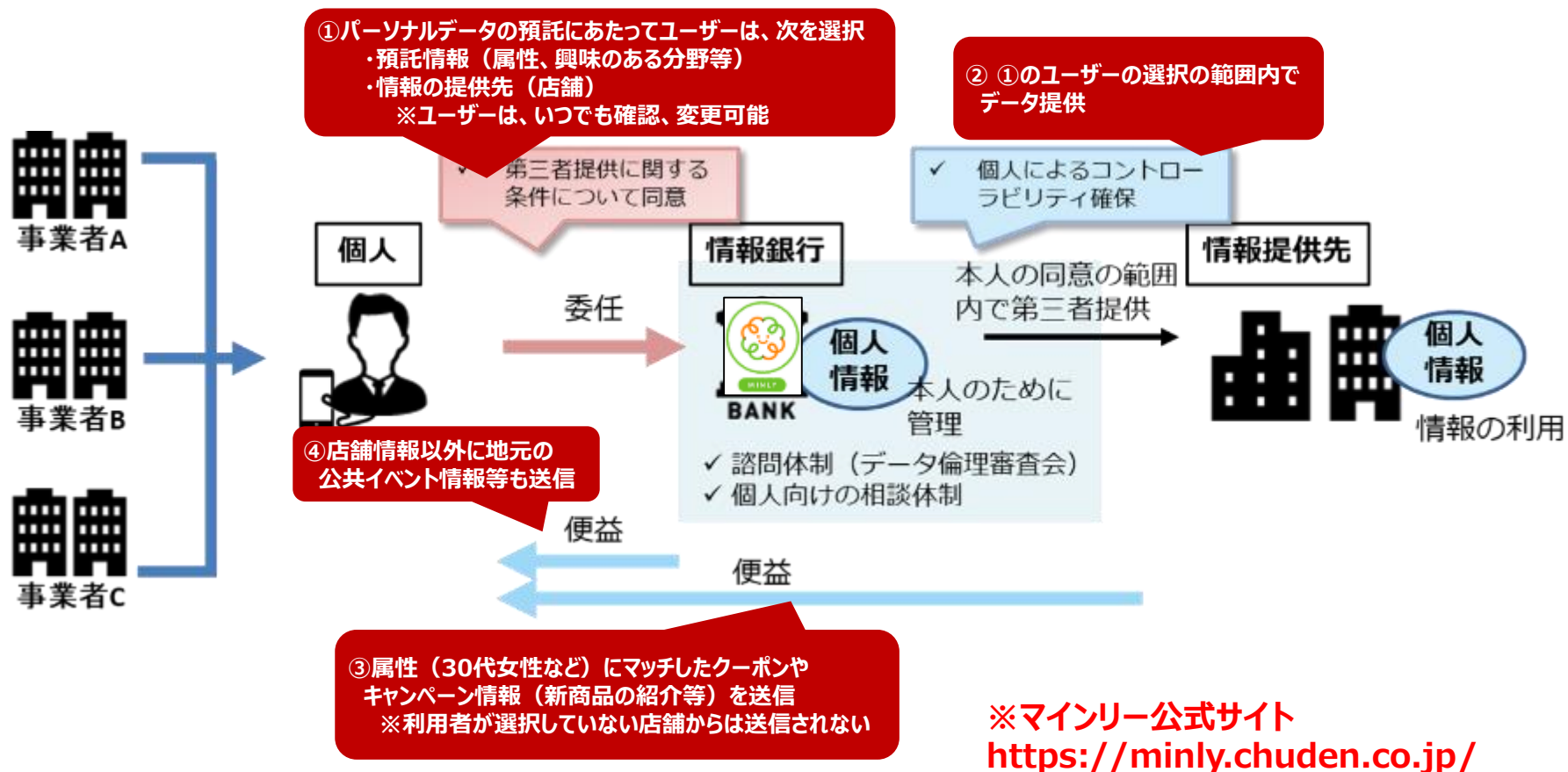
③個人に代わり 個人に有益
且つ 安心な提供先を選定し
て、データを提供する



④個人に、サービスやクーポン
等の便益を還元する

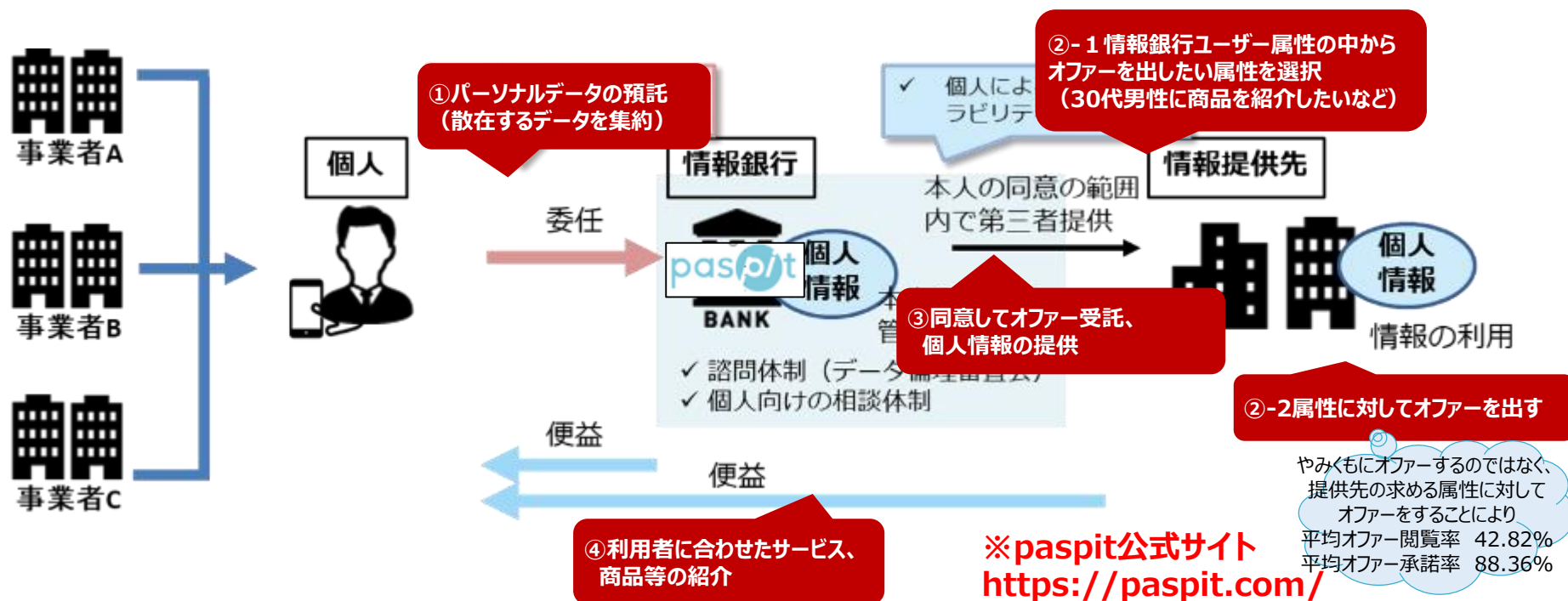
中部電力「MINLY（マインリー）」

- ・地域に特化した情報を届けるサービス
- ・ユーザーが居住地や家族構成、趣味や興味関心、お出かけの曜日・時間帯、外出履歴や購入履歴など、さまざまなパーソナルデータを預けることで、ユーザー各々の日々の暮らしや時々の行動にマッチした〈便利で〉〈お得な〉〈役立つ〉情報を届ける
- ・P 認定を取得し、愛知県豊田市でサービス実証中



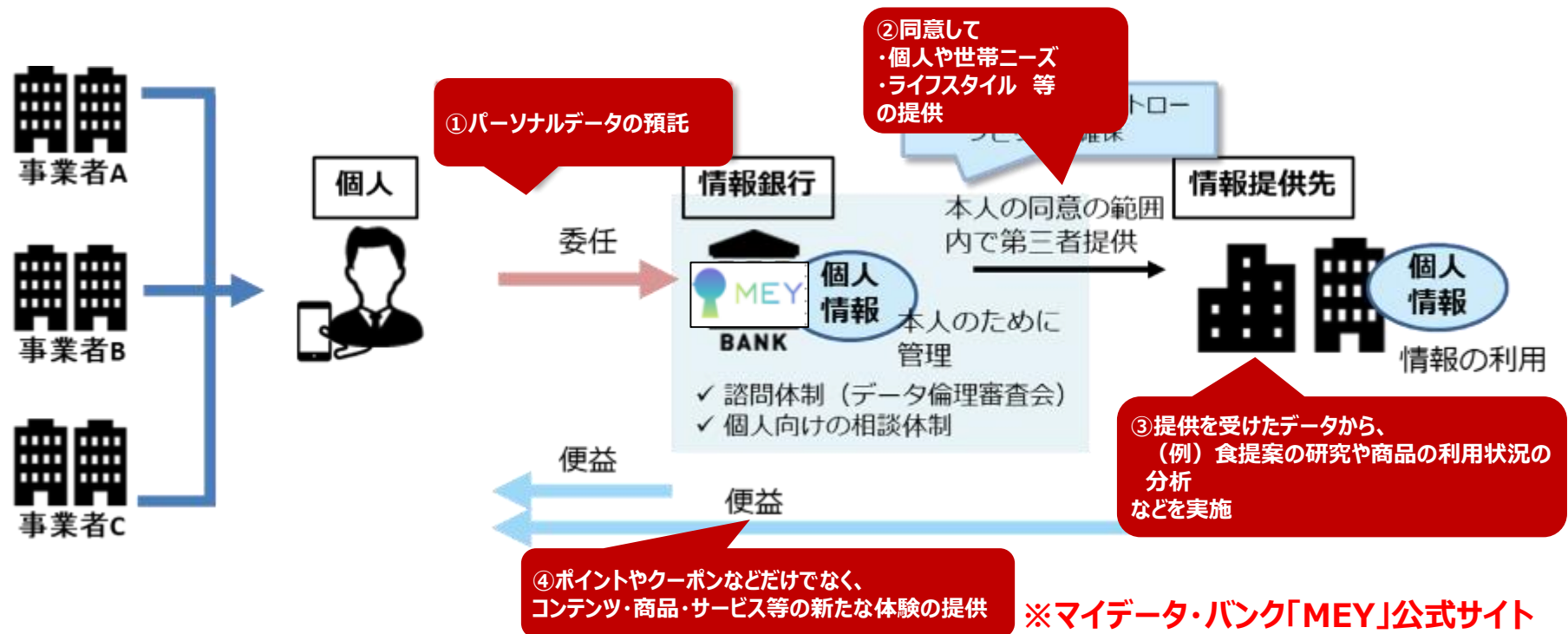
DataSign 「paspit (パスピット)」

- ・パーソナルデータを「paspit」が利用者によって保管し、さまざまなところにある、利用者のデータを、利用者の指示に基づき集約する
- ・保管されたパーソナルデータに対して、利用者のデータを活用したい、信頼できるデータ活用企業から個別にデータ提供オファーが届く。利用者が承諾しない限りデータは提供されない
- ・データ活用企業は、利用者のパーソナルデータを分析することで、利用者に合わせたサービスや便益を提供する



マイデータ・インテリジェンス 「マイデータ・バンク「MEY」」

- ・生活者の大切なパーソナルデータを「本人の意思」により、預託及び事業者に提供するサービス
- ・同意を得てデータを提供することによって、提供先企業から便益として様々な特典を受けるだけでなく、生活者のライフスタイルやニーズに合わせた情報やサービスの提供により、暮らしの中の悩みを解決するなど、「あなたに最適化された暮らし」を実現する機能を有する



※マイデータ・バンク「MEY」公式サイト
<https://www.meyportal.com/>

その他、サービス検討中事業者

■三井住友信託銀行「データ信託サービス（仮）」

参考URL：<https://www.tpdms.jp/file/20190625-1Certification.pdf>

- ・利用者からの委任に基づき、利用者の個人情報に適正に管理及び利用することでお客さま個人に便益を還元していくことを目的としたサービス

■フェリカポケットマーケティング「地域振興プラットフォーム（仮）」

参考URL：<https://www.tpdms.jp/file/20190625-2Certification.pdf>

- ・地域の産学官民が、地域の情報をオープンに有効利活用し、地域の活性化のための新しい付加価値サービスを創出できるような機能を担う
- ・利用者は、地元店舗などから有益でお得な情報やクーポン・ポイント等が提供
- ・利用者は、本人の個人情報をだれが、どのように保有し、どのように利用されているかの情報を閲覧が可能であり、本人の意思で削除・修正可能

■J.Score「情報提供サービス（仮）」

参考URL：<https://www.tpdms.jp/file/20191224-1Certification.pdf>

- ・J.ScoreでAIスコアを取得された個人の利用者が、自身の意思で登録済のデータを企業へ提供することで、情報提供料や特典等の対価を受領することができるサービス

※P認定取得済み。サービス開始準備中。

団体紹介

- 一般社団法人 日本IT団体連盟

<https://www.itrenmei.jp/>

- 日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会

<https://www.tpdms.jp/index.html>

認定基準他

- 「情報銀行」認定申請ガイドブック（IT連認定基準）

https://www.tpdms.jp/file/20200701Guidebook_ver2.0.pdf

- モデル契約約款

https://www.tpdms.jp/file/20200701Model_ver2.0.zip

- 「情報銀行」認定審査チェックシート

https://www.tpdms.jp/file/CheckSheet_ver2.0.xls

普及活動

- 情報銀行推進委員会YouTubeチャンネル（過去のウェビナーの動画の公開等）

<https://www.youtube.com/channel/UCAQObf4MHYXFAtatZpVZ8AQ>

- 情報銀行推進委員会メールマガジン

<https://www.tpdms.jp/magazine/index.html>